

社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-04(1)号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成27年8月19日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文

1 資格及び調達をする役務等の種類

平成27年度において社会福祉法人追分あけぼの会が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

平成27年8月19日に一般競争入札の公告を行う社会福祉法人追分あけぼの会きゃんばす東林間保育園給食調理業務の委託契約

(2) 資格

社会福祉法人追分あけぼの会きゃんばす東林間保育園給食調理業務の委託契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 役務等の種類

社会福祉法人追分あけぼの会きゃんばす東林間保育園給食調理業務の委託

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、神奈川県指名停止等措置要領並びに相模原市の競争入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、神奈川県並びに相模原市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 神奈川県内に、契約締結権がある営業所(本店、支店及びこれに準ずる事務所)を有すること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

なお、(8)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (9) 過去1年間に、神奈川県内又は隣接する都県において保育所又は幼稚園、これらに準じる社会福祉施設等における給食調理業務を元請けとして契約し、平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」（厚生省児童家庭局長通知）を遵守した業務が可能であること。
- (10) 業務の一部又は全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。
- (11) 食材について、社会福祉法人追分あけぼの会が所在する北海道産を優先して仕入れ提供すると共に可能な限り国産の材料を使用するものとする。やむを得ない場合に限り外国産食材の使用を認めるが、食材原産地及び製造地いずれかが中華人民共和国の品の使用は禁止とする。また、加工の一部を当該国にて行った食材もこれと同様に禁止とする。
- (12) 主食米について、社会福祉法人追分あけぼの会が所在する北海道（とまこまい広域農業協同組合）産を仕入れ提供すること。

3 資格要件の特例

中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2の（9）及び（10）の資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成27年8月20日（木）から平成27年9月2日（水）まで（日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

（2）申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

イ 提出先の所在地 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6 （郵便番号059-1961）

5 資格審査の再申請

（1）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（2）再申請の方法

再申請しようとする者は、4の（2）の申請書類の提出先に、当該提出先に指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該機関の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき又は資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたときは、資格を失う。

入札の公告

社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-04(2)号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成27年8月19日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文

1. 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 社会福祉法人追分あけぼの会きゃんばす東林間保育園給食調理業務の委託契約
イ 数量 一式
(食材費を除く1月当たりの管理費の総価)

(2) 契約の目的の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成27年10月1日から平成28年3月31日まで
ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 履行場所 神奈川県相模原市南区上鶴間4丁目26番地4号
きゃんばす東林間保育園

2. 入札に参加する者に必要な資格

平成27年8月19日社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-04(1)号に規定する資格を有すること。

3. 入札説明書の配布期間

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は 次のとおり配布する。

(1) 配布期間

平成27年8月19日(水)から平成27年9月2日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。但し、インターネットによる場合は、平成27年8月19日(水)午前9時から平成27年9月2日(水)午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を含む。)とする。

(2) 配布場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」(<http://oiwake-akebono.com/>)

(3) 配布方法

直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

4. 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成27年8月20日（木）から平成27年9月2日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6（郵便番号059-1961）
社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(3) 提出方法

持参又は送付することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

ただし、送付による場合は、日本郵便株式会社が取り扱う書留郵便又はレターパックプラス郵便を用いて、提出期限である平成27年9月2日（水）までに到着したものを受け付ける。

5 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部
電話 0145-25-2233

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

神奈川県相模原市南区相模大野3丁目3番2号 bono相模大野サウスモール3階
相模原市立市民・大学交流センター（ユニコムプラザさがみはら）AVスタジオ

(2) 入札日時

平成27年9月7日（月） 午後2時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

9 送付による入札

認めない。

10 落札者の決定方法

経理規程第65条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、神奈川県警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

12 契約書作成の要否

必要とする。

13 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

14 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部
(電話番号 0145-25-2233)
イ 所在地 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、平成27年8月19日に公告（社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-04（2）号）した、一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 契約担当者等

社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 金子 洋文

2. 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 社会福祉法人追分あけぼの会きゃんばす東林間保育園給食調理業務の委託契約
イ 数量 一式
(食材費を除く1月当たりの管理費の総価)

(2) 契約の目的の仕様等 別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間 平成27年10月1日から平成28年3月31日まで
ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 履行場所 神奈川県相模原市南区上鶴間4丁目26番地4号
きゃんばす東林間保育園

3. 入札に参加する者に必要な資格

平成27年8月19日社会福祉法人追分あけぼの会公告第2015-04（1）号に規定する資格を有すること。

4. 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似業務受託実績調書

イ 類似業務受託実績を証明する書面（業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し））

ウ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

エ 商業登記簿謄本（3カ月以内に交付されたもの）

オ 県税または本店が所在する都道府県の事業税に滞納がないことの証明（3カ月以内に交付されたもの）

カ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（3カ月以内に交付されたもの）

キ 定款又は寄附行為 ※中小企業組合等及び会社以外の法人の場合のみ提出

ク 誓約書

ケ 業務の一部又は全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していることを証明する書類（任意様式）

コ 審査結果通知を送付する返信用封筒（82円切手を貼付のこと）

※ エ、オ及びカは、写しで差し支えない。

(2) 提出期間

平成27年8月20日（木）から平成27年9月2日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6 （郵便番号059-1961）
社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(4) 提出方法

持参又は送付することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

ただし、送付による場合は、日本郵便株式会社が取り扱う書留郵便又はレターパックプラス郵便を用いて、提出期限である平成27年9月2日（水）までに到着したものを受け付ける。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5. 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成27年9月3日（木）までに書面により通知する。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成27年9月4日（金）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又はファクシミリにより提出すること。

ただし、ファクシミリにより提出した場合は、提出後に必ず電話(0145-25-2233)で到着の確認をとること。（到着の確認をとらずに不着となった場合の過失責任は入札参加資格申請者にあるものとする。）

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6 （郵便番号059-1961）

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部 （ファクシミリ番号0145-25-2220）

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して1日以内に書面により回答する。

7. 契約条項を示す場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

電話 0145-25-22335

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」 (<http://oiwake-akebono.com/>)

8. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所

神奈川県相模原市南区相模大野3丁目3番2号 bono相模大野サウスモール3階
相模原市立市民・大学交流センター（ユニコムプラザさがみはら）AVスタジオ

- (2) 入札日時
平成27年9月7日(月) 午後2時00分
- (3) 開札場所
(1)に同じ
- (4) 開札日時
(2)に同じ

9. 送付による入札
認めない。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする履行保証証券を提出したとき。

11 落札者の決定方法

経理規程第65条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、神奈川県警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

15. 仕様書等の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、仕様書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に

限り、閲覧期間中、仕様書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成27年8月19日（水）から平成27年9月2日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」（<http://oiwake-akebono.com/>）

- (2) 仕様書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又はファクシミリにより提出すること。

ただし、ファクシミリにより提出した場合は、提出後に必ず電話（0145-25-2233）で到着の確認をとること。（到着の確認をとらずに不着となった場合の過失責任は入札参加資格申請者にあるものとする。）

ア 受付期間

平成27年8月20日（木）から平成27年9月2日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成27年8月24日（月）から平成27年9月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」（<http://oiwake-akebono.com/>）

1.6 支払条件

- (1) 前金払

前金払は行わない。

- (2) 中間前金払

中間前金払は行わない。

- (3) 部分払

部分払は行わない。

1.7 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの入札の
公告（入札説明書）に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、社会福祉法人追分あけぼの会理事長が入札の公正性が確保できないと認める

ときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、物品納入検収合格後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について、契約者が債権譲渡承諾依頼書を社会福祉法人追分あけぼの会に提出し、社会福祉法人追分あけぼの会が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、社会福祉法人追分あけぼの会が指定する様式により依頼すること。

(10) この公告のほか、入札に参加する者は、社会福祉法人追分あけぼの会競争入札心得、その他関係法令の規定を承知すること。

(11) 入札の公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部（電話番号0145-25-2233）に照会すること。

仕 様 書

受託者（以下「乙」という。）が定め、委託者（以下「甲」という。）が認めた、給食調理業務の遂行に関する仕様書は次のとおりとする。

1 乙が食事サービス業務を遂行する場所

所在地	〒252-0302 神奈川県相模原市南区上鶴間4丁目2番地4号
施設名	きゃんばす東林間保育園

2 業務内容

利用者に対する給食調理業務及びこれに付随する業務とする。なお、甲及び乙が行う業務の範囲は別記2のとおりとする。

3 業務の目的

利用者に対する給食調理の趣旨を認識し、その疾病治療あるいは療養上の効果を高めるため必要な栄養源の補給を行うことを目的とする。

4 遵守事項

乙は委託業務の遂行にあたり、甲の指示監督に従いその責務を果たすとともに、関係法令を遵守する。

5 乙は、利用者の個人情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。

- ① 乙は、利用者個人情報を乙が受託した業務範囲のみで取り扱うこと。
- ② 食事箋の授受、管理、保管は、甲が定めた場所・手順等に従うこと。
- ③ 乙は、栄養管理システム（入所者台帳データ等）の操作において、取扱者を定め、パスワードによるアクセス限定の措置を施すこと。
- ④ 食札の記載は氏名のみとし、食種の記載をしないこと。
- ⑤ 利用者等の個人情報の記載された書面は整理整頓し、開示・漏洩・改ざん等の事故のないよう取扱わなければならない。
- ⑥ 乙は、個人情報にかかわる書面・データを甲の指示に従い作成すること。また、廃棄する場合においては、判別不能な状態にして処理すること。
- ⑦ 乙は、乙の従業員に個人情報に関し非開示の同意を得ること。また、必要な教育をしなければならない。

6 業務従事者

- (1) 乙は、従業員名簿（氏名・住所・生年月日・資格を記載したもの）と健康診断書を備え置くものとする。
- (2) 乙は、有資格者の業務従事者について、その資格を証する書面の写しを備え置くものとする。

7 業務責任者

乙は、委託業務の遂行及び指揮監督を行う責任者を定め、あらかじめ甲に報告する。

8 従事者の健康管理

- (1) 乙は、従業員の健康管理について絶えず注意を払うとともに、健康診断を定期的（年1回）に実施し、その結果を甲に報告する。
- (2) 乙は、従業員の検便を毎月1回（5月～10月は月2回）実施し、その結果を甲に報告する。
- (3) 乙は、従業員が次に該当するときは、調理作業を含む全ての業務に従事させてはならない。また、下記ア)イ)に該当する同居家族がいる従業員も同様とする。

ア) 赤痢（疫痢を含む）、腸チフス、パラチフス、コレラ等「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成18年12月8日法律第106号健発第0329005号）による第1類感染症から第3類感染症までの感染症

- イ) 同法による感染症の保菌者
- ウ) 化膿性創傷、伝染性皮肤病疾患

9 従事者教育

乙は、乙の従業員に対し、定期的に栄養管理技術、調理技術及び衛生管理等の教育又は訓練を実施する。

10 業務の仕様

(1) 給食の配膳及び下膳時間は、次のとおりとする。ただし、次の時間については、必要に応じて甲及び乙双方の協議により変更することができる。

区 分		配膳時間	下膳時間
午前おやつ	0～2歳児	9時15分～	9時45分
昼 食	0～1歳児	10時45分～	11時15分
	2～3歳児	11時30分～	12時30分
	4～5歳児	11時30分～	12時30分
午後おやつ		15時15分～	15時45分

(2) 食事及びおやつのキャンセルが可能な時間は、当日の9時までとする。

(3) アレルギー食等の指示及び打合せ等は、乙の栄養士と甲の責任者との間で、その都度行う。

11 業務履行日数

乙の業務履行日数は、原則月曜日から土曜日とし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日を除く。）及び12月29日から1月3日を除く日数とする。

12 業務計画書の提出

乙は、業務計画書を作成して、甲に提出し承認を得る。

13 日誌の提出

乙は、業務計画書に基づき実施した毎日の実績を、日誌に記載し、甲に提出する。

14 経費の節約

乙は、電気、ガス、水道及び温水等の使用にあたっては、常に節約に努める。

15 施設及び設備の破損等

乙は、施設及び設備を破損及び汚損した場合又は破損及び汚損箇所を発見した場合は、直ちに甲に届け出る。

16 改善計画の設計等

乙は、委託業務に関して、甲又は関係官庁等から指示された改善要求に対しては、速やかに改善計画を定め対処する。

17 給食運営会議

甲が開催する給食運営会議に、乙は従事する栄養士及び管理する職員等を出席させる。

18 従事者の服装及び規律

乙は、乙の従業員に次に掲げる事項を遵守させる。

- (1) 業務中は定められた衣類を着用する。
- (2) 人との対応は礼儀正しく、懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。
- (3) 業務中に飲酒をしてはならない。
- (4) 所定の場所以外での喫煙、飲食その他勤務の遂行を怠るような行為をしてはならない。
- (5) 作業中には、給食調理施設内に関係者以外の者を入れないとともに、作業に関係ないまたは不要な物を持ち込まない。
- (6) 作業にあたっては、常に頭髪、手指及び爪等の清潔保持に努め、作業の前後には必ず手指の洗浄及び消毒を実施する。
- (7) 業務中における便所の使用は、必ず専用便所を使用し、その際には、履物についても給食調理施設内外

の区分を明確にする。

(8) 作業上必要がある場合には、必ずマスク、衛生手袋を着用する。

(9) 身体及び身の廻りは、常に清潔を心掛け、他人に不快感を与えたり不衛生であったりしてはならない。

(10) 甲の業務遂行に支障をきたすような行為をしてはならない。

19 食材料の確認

甲及び乙は、納品に際して発注数量どおり納品されたか並びに品質状況の適正を確認する。

20 食器洗浄・消毒作業

乙は、下膳した食器類を、食器ごとに浸漬し、十分に洗浄及び消毒のうえ、次の使用時まで清潔に保管する。

21 衛生管理作業

(1) 乙は、使用する給食調理施設及び設備等を常に清潔にし、定期的に清掃するとともに、防鼠、防虫に協力する。

(2) 冷凍庫、冷蔵庫及び食品庫は常に清潔に管理する。

22 保存食の管理作業

(1) 保存食は、毎食ごとに確保する。

(2) 保存食は、原材料（購入した状態のもの）及び調理済み食品を食品毎に、50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。

23 報告義務

乙は、委託業務遂行に支障が生じたときは、直ちに適切な処置をとるとともに甲に報告し、その指示に従う。

24 その他

(1) 平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」（厚生省児童家庭局長通知）を遵守し業務にあたること。

(2) 作業に必要な各種帳票類の保管・管理を行い関係官庁の調査等に協力すること。

(3) 本仕様書に記載されていない事項については、甲及び乙共に誠意をもって協議し決定する。

業務分担表

区分	業務内容	委託側	受託側	備考	
栄 養 管 理	施設給食調理業務運営の総括	○			
	給食運営会議の開催・運営	○			
	施設内関係部門との連絡・調整	○			
	献立表作成基準（治療食等を含む）の作成	○	○		
	献立表の作成		○		
	献立表の確認	○			
	食数の指示・管理	○			
	食事箋の管理	○			
	嗜好調査、喫食調査等の企画・実施	○	○		
	検食の実施・評価	○	○		
	関係官庁等に提出する給食関係の書類等の確認・提出・保管管理	○	○		
	上記書類等の作成	○	○		
上記以外の給食関係の伝票整理、報告書の作成・保管	○	○			
調 理 作 業 管 理	作業仕様書の作成（治療食の調理に対する指示を含む）		○		
	作業仕様書の確認（治療食の調理に対する指示を含む）	○			
	作業計画表の作成		○		
	作業実施状況の確認	○			
	調理		○		
	盛り付け		○		
	配膳		○		
	下膳		○		
材 料 管 理	食器洗浄消毒		○		
	管理点検記録の作成		○		
	管理点検記録の確認	○			
	食材の調達（契約から検収まで）		○		
	食材の点検	○			
	食材の保管・在庫管理		○		
材 料 管 理	食材の出納事務		○		
	食材の使用状況の確認	○			
	給食材料コスト管理	○	○		
	施 設 備 管 理	給食施設、主要な設備の設置・修理	○		
		給食施設、主要な設備の管理		○	
その他の調理器具、食器、備品等の確保		○			
その他の調理器具、食器、備品等の保守・管理			○		
業 務 管 理	使用食器の確認	○	○		
	勤務表の作成		○		
	業務分担・職員配置表の提示		○		
業務管理	業務分担・職員配置表の確認	○			

衛 生 管 理	衛生面の遵守事項の作成	○	○	
	食材の衛生管理		○	
	施設・設備（調理器具・食器・備品等）の衛生管理		○	
	衣服・作業者等の清潔保持状況等の確認		○	
	保存食の確認		○	
	納入業者に対する衛生管理の指示		○	
	衛生管理簿の作成		○	
	衛生管理簿の点検・確認	○		
	緊急対応を要する場合の指示	○		
研 修	調理従事者等に対する研修・訓練		○	
労 働 安 全 衛 生	健康管理計画の作成		○	
	定期健康診断の実施		○	
	健康診断結果の保管		○	
	健康診断実施状況等の確認	○		
	検便の定期的実施		○	
	検便結果の確認	○		
	事故防止策の策定		○	
	事故防止策の策定の確認	○		

経費負担項目

給食調理業務に関する乙の経費負担は次のとおりとする。

- 1 食材料費
- 2 乙の従業員の人件費
- 3 乙の従業員の福利厚生費
- 4 乙の従業員の被服費
- 5 乙の従業員の定期健康診断・細菌検査等の保健衛生費
- 6 調理業務に要するラップ・洗剤等の消耗品費
- 7 業務運営に要する通信費及び事務用品費
- 8 業務運営に要する各種保険費（生産物賠償・施設賠償責任保険等）
- 9 求人広告費
- 10 飲食店営業許可証に要する費用

別記 4

給食提供見込食数

給食調理業務における提供見込食数は次のとおりとする。

・利用者食	午前おやつ	必要食数	参考食単価	80円（別途消費税）
	昼食	平日70食上限（土曜日10食前後）	参考食単価	230円（別途消費税）
	午後おやつ	必要食数	参考食単価	50円（別途消費税）
・職員等食	昼食	平日10食前後（土曜日3食前後）	参考食単価	300円（別途消費税）

※1) 食単価については、競争参加資格審査申請書等の受付の日から入札執行の前日までの期間に、契約に関する事務を担当する組織に、予め参考見積書を提出すること。

※2) 利用者の年齢層に応じた食単価設定についても可能とする。

別記第1号様式

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成27年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

平成27年8月19日付けで入札公告のありました、社会福祉法人追分あけぼの会きゅんばす東林間保育園給食調理業務の委託契約に係る競争入札参加資格について、審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類すべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請者

所在地	〒 -	
	電話番号 () -	
ふりがな		印
商号又は名称		
ふりがな		
代表者		
主たる営業所の所在地		
営業所の所在地		

私は、競争入札参加資格審査申請にあたり、次に該当しない者であることを申し出ます。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
3. 神奈川県並びに相模原市が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
4. 県税等に滞納がある者

1. 本申請に係る連絡先

所属	
氏名	
電話番号	

2. 添付書類

- (1) 類似業務受託実績調書
- (2) 類似業務受託実績を証明する書面（業務実績証明書又はこれに代わる書面）
- (3) 特定関係調書
- (4) 商業登記簿謄本
- (5) 県税または本店が所在する都道府県の事業税に滞納がないことの証明
- (6) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
- (7) 定款又は寄附行為 ※中小企業組合等及び会社以外の法人の場合のみ提出
- (8) 誓約書
- (9) 業務の一部又は全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していることを証明する書類
- (10) 審査結果通知を送付する返信用封筒（82円切手を貼付のこと）

別記第2号様式

類似業務受託実績調査書

申請者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

発注者名 業務名 発注機関名 受託場所 契約金額 業務期間 受注形態	発注者名		
	業務名		
	発注機関名		
	受託場所		
	契約金額	円	
	業務期間	～	
受注形態			
業務概要			

- ※注1) 公告において明示した業務委託と類似する元請けとしての受託実績（業務完了し、引渡済みのものに限る。）について記載すること。
- 2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。
- 3) 受注者名欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。
- 4) 類似業務受託実績を証明するものとして、業務実績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）を添付すること。
- 5) 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

別記第3号様式

業務実績証明書

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊦

次の業務を履行したことを証明願います。

事業年度 ※平成00年度	業務名	業務概要	受託場所	契約金額	業務期間 ※H00.00.00	契約年月日 ※H00.00.00	完了年月日 ※H00.00.00	履行状況
				円				

上記業務を履行したことを証明します。

平成 年 月 日

発注者 (証明者)

㊦

※注1) この様式は、類似業務受託実績を証明するために使用すること。

2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。

3) 契約金額欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

特 定 関 係 調 書

平成 年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

申請者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊦

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

1. 他の「北海道建設工事競争入札参加資格者」との間における特定関係〔あり・なし〕

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(2) 人的関係がある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

- ※注1) 1はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はない。
- 2) 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本契約の入札説明書等に表示されている北海道の競争入札参加資格（格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。）を有する者を記載すること。そのため、本工事の入札説明書等に表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。
- 3) 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載すること。
- 4) 所在地（市町村名）について、神奈川県内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、神奈川県外の資格者は「主たる営業所が存する都道府県名」を記載すること。
- 5) 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。

誓 約 書

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 金子洋文様

私は、社会福祉法人追分あけぼの会が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、社会福祉法人追分あけぼの会が神奈川県をはじめとする他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

給食調理業務委託契約書

委託者の社会福祉法人追分あけぼの会（以下「甲」という。）と、受託者の（以下「乙」という。）とは、甲の設置経営する施設（事業所）における、給食調理業務に関する委託契約を次のとおり締結する。

（総則）

第1条 乙は、給食調理業務が、利用者健康保持増進の一環であることを認識の上、乙が定め甲の認めた別記1の「仕様書」に基づき、誠実かつ確実に委託業務を遂行する。

（規範）

第2条 乙は、業務を遂行するにあたり「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（平成22年3月30日、雇児発0330第8号・障発0330第10号通知）」、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（平成22年3月30日、雇児母発0330第1号通知）」、「保育所における食事の提供ガイドライン」について（平成24年3月30日、雇児保発0330第1号通知）」、神奈川県及び相模原市の関連規程等を遵守するものとする。

（給食運営会議）

第3条 甲が原則として月1回開催する給食運営会議には、乙は責任者を出席させなければならない。

（責任者の選任）

第4条 乙は業務委託の実施にあたり責任者を定め、指揮監督に当らせなければならない。

2 乙の責任者は、栄養士又は調理師の資格を有する者でなければならない。

3 乙の責任者は、管理能力が優れた適任者を選び甲の指示した事項に誠意をもって責任を果たし得るものでなければならない。

（委託業務の種類）

第5条 甲が乙に委託する業務及び経費の負担区分は、別記2・別記3のとおりとする。

（業務委託料）

第6条 甲は、乙の業務委託料を、別記4の「業務委託料の算定方法及び支払方法」に基づき、乙に対して支払う。尚、経済変動等により業務委託料の変更を必要とする場合は、甲乙双方はいずれかの申出により協議し業務委託料を改定することができる。

（業務遂行上の注意事項）

第7条 乙は、食材の仕入れ及び保管・管理にあたっては、品質・鮮度・衛生状態等について十分に留意する。

第8条 乙が献立表の作成を行うにあたっては、作成基準（年齢構成表・荷重平均栄養所要量・食糧構成表）等の基準を満たしているものとし、治療食に関しては医師の指示、又は約束食事箋に基づき作成するものとする。

第9条 乙は、甲の定める配膳時間・下膳時間を遵守し、適時・適温に努める。

第10条 乙は、別記1の「仕様書」に基づき検食用及び保存用の食事を用意する。

第11条 乙は、乙の従業員が関係法令に違反することのないよう十分に留意する。

第12条 乙は、甲が必要とする場合は、委託業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

(従業員)

第13条 乙は、別記1の「仕様書」に基づき業務遂行に必要な従業員を確保する。乙は、やむなく従業員を変更しようとするときは業務の質の低下を招かないよう配慮する。

第14条 乙は、当該職場の秩序を守り火災等の防止に努めるとともに、食事サービスによる事故防止の為、衛生管理に万全を期すものとする。

2 乙は、雇用者として乙の従業員の健康管理・労働安全衛生に努めるものとする。

(守秘義務)

第15条 甲乙及び双方の従業員は、業務上知り得た業務内容、秘密を他に漏らしてはならない。

2 甲乙は協力し、個人情報の保護に関する法律その他の適用ある法令、ガイドライン等に従い利用者等の個人データの安全管理義務等を果たさなければならない。

3 乙は、個人情報の保護に関する法律第23条の規定を遵守し同条に従い、甲に対し乙の従業員の個人情報に関わる資料等の提供するものとする。

(設備の貸与及び保守)

第16条 甲は、甲乙協議のうえ、甲の、給食調理施設の使用を乙に許可するとともに、設備・器具・備品等を無償貸与する。乙は、貸与された設備・器具・備品等を良好な管理のもとに使用しなければならない。

第17条 乙は、使用を許可された、給食調理施設及び貸与された設備・器具に修理等の必要が生じたときは甲に申出ることとし、甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理を行なう。

(損害賠償)

第18条 乙は、委託業務の遂行にあたり甲に損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負う。但し、甲の責任に帰する場合はこの限りではない。

(権利・義務の移転禁止)

第19条 甲及び乙は、本契約により生じた権利・義務を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の代行を除き、再委託及び貸与された施設・設備等の転貸をしてはならない。

(業務の代行)

第20条 乙は、火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として公益社団法人日本メディカル給食協会(以下「丙」という。)を指定しておくものとする。乙の申出により甲が委託業務の代行者の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わって本契約の規定に従い業務を代行しなければならない。但し、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約の解除)

第21条 甲又は乙は、本契約の相手方に次の各号に該当する事実があった場合は、直ちに、本契約を解除することができる。

(1) 自ら振出した手形もしくは小切手が不渡処分を受けたとき又は支払を停止したとき

(2) 仮差押え、仮処分（但し、信用に関しないものを除く）、差押え又は競売の申立を受けたとき

(3) 公租公課の滞納処分又は保全処分を受けたとき

(4) 破産、会社更生等の法的倒産手続の申立又はこれに準ずる事実のあったとき

(5) 解散（但し合併による場合を除く）したとき

2 甲又は乙は、相手方に本契約に定める債務の不履行又は重大なる契約違反ありたるときは書面による催告をもってその是正を求めることができ、この催告に対し、相当期間内に是正しないときは、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙は、本契約の相手方に対して民事再生手続開始の申立があった場合には、相手方に対し、契約の解除又は債務の履行のいずれを選択するか確答すべき旨を催告することができる。この場合において、相手方の確答なき場合には、催告した当事者は、本契約を解除することができる。

(信義則)

第22条 本契約の解釈で疑義を生じた場合及び本契約に定めがない事項に関しては、信義誠実の原則に従い甲乙協議のうえ解決するものとする。

(契約期間)

第23条 本契約の期間は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までとする。但し、契約期間満了2ヵ月前までに甲乙いずれからも書面による契約終了又は更改の意思表示がない場合は、同一条件で1年間契約を更新するものとする。爾後も同様とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙・丙記名押印のうえ、甲乙が各1通を保有する。

平成27年9月 日

甲 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人 追分あけぼの会
理 事 長 金 子 洋 文

乙

丙

競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人追分あけぼの会の発注に係る入札に当たっては、別に定めのもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に見積る契約金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の100分の8に相当する金額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする入札保証保険証書を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は社会福祉法人追分あけぼの会理事長(以下「理事長」という。)の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書に自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便による入札を認められた場合においては、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「何々入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

3 入札書の価格には、消費税及び地方消費税を除いた価格で記入してください。

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札(入札保証金の納付を免除されているものを除く。)

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理人をしたときの双方の入札

(8) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったとき

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場合において入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所には出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせず。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該入札に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく、当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

2 この契約の締結に関し、理事会の議決を要する事項については、理事会の議決が得られるまでの間、仮契約の締結をすることがあります。この場合において、理事会の議決が得られた後、直ちに契約締結を行います。

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はこれに代えて提供した担保は、社会福祉法人追分あけぼの会に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の100分の8に相当する金額を社会福祉法人追分あけぼの会に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除された者を除く。)は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険証書を提出したとき又は保険会社に社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証保険証書を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証保険証書は、保証期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けの承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 理事長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な扱いを行うことではありません。(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

入札書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 契約名称 社会福祉法人追分あけぼの会きゃんばす東林間保育園給食調理業務の委託契約

競争入札心得、契約条項その他社会福祉法人追分あけぼの会が示した競争入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

平成 年 月 日

住所

入札者

氏名

印

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 金子洋文様

※1) 入札金額は算用数字で記載し、その頭主には「〒」又は「金」を付すこと。

2) 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「住所

入札者

氏名

住所

代理人

氏名

印

3) この様式は例示であり、この様式によらない入札書であっても、入札要件が具備されていれば有効であること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

委任状

私は、 (代理人の住所、氏名、印) を代理人と定め、社会福祉法人追分あけぼの会が発注する社会福祉法人追分あけぼの会きゃんぱす東林間保育園給食調理業務の委託契約に関し、次の権限を委任します。

記

1. 入札書及び見積書の提出に関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 代金の請求及び受領に関すること。

平成 年 月 日

住 所

委任者

氏 名

印

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 金子洋文 様

※ この様式は例示であり、この様式によらない委任状であっても、委任状としての要件が具備されていれば有効であること。